

※詳しくは圖にお問い合せください。

6月23日～29日は男女共同参画週間

暮らしやすく元気な地域社会をつくるためには女性の活躍やリーダーシップが大切です。男性目線で考えられていたことに発想の転換が生まれ、活力ある地域づくりが期待されます。今こそ女性の活躍を加速するときです。身近な女性の活躍を

幼稚園就園奨励費補助制度

幼稚園就園奨励費補助制度は、私立幼稚園に在園する子ども(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)の保護者に、世帯の所得状況に応じて、市が入園料と保育料の一部を補助する制度です。「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園に通う人は、補助を受けるために手続きが必要です。幼稚園から案内がありますので、お手続きください。

●対象
・荒尾第一幼稚園
・新制度に移行していない市外の幼稚園
●園子育て支援課保育幼稚園係
☎63・1417

地下水の採取には手続きが必要です

「熊本県地下水保全条例」が改正されました。次に当てはまる井戸をお持ちの人はお手続きください。
●許可申請が必要なもの
井戸ポンプの吐出口の断面積が12.5cm²(直径12.8cm)を超えるもの
●届出が必要なもの
井戸ポンプの吐出口の断面積が6cm²(直径2.8cm)を超え、12.5cm²(直径12.8cm)以下のもの

6月の市議会(定例会)の開催予定

- 届出済みの井戸の許可申請期限 9月30日(水)
●6月の市議会(定例会)の開催予定
▽8日(月)：本会議「開会/市長施政方針演説・上程議案の提案理由説明」
▽9日(火)～12日(金)：議案研究
▽13日(土)～14日(日)：休日
▽15日(月)
：本会議「公派代表質問」
▽16日(火)～18日(木)：休会
▽19日(金)：本会議「議案質疑・常任委員会」
▽20日(土)～21日(日)：休日
▽22日(月)～23日(火)：常任委員会
▽24日(水)：事務整理
▽25日(木)～26日(金)
：本会議「一般質問」
▽27日(土)～28日(日)：休日
▽29日(月)：常任委員会
▽30日(火)：本会議「委員長報告・質疑・討論・採決/閉会」
※本会議開始時間 午前10時
●議事会事務局
☎63・1628

地域と行政のパイプ役 行政協力員 新任紹介

5月1日付で125人 行政協力員を委嘱しました。

※詳しくは圖にお問い合せください。

圖財政課管財係 ☎63-1292

市有地を買いませんか 一般競争入札を行います

●入札物件(土地)

Table with 7 columns: 物件番号, 名称, 所在地, 地目, 面積, 最低売払価格, 坪単価*. It lists three land parcels for public auction with details on location and price.

※坪単価は千円未満を四捨五入して計算しています。

【入札の参加手順】

- ①参加申込み
「入札参加申込書」に必要書類を添えて提出してください。
●申込期間 6月8日(月)～30日(火)
●申込場所 市役所2階 財政課
②入札実施
●入札日時 7月6日(月)午後2時～
※物件番号順に1時間ごとに実施
●入札場所 市役所2階 入札室
●入札保証金 最低売払価格の10%の金額を入札保証金として入札当日預かります。
※落札者以外に入札保証金は即日返還します。
③開札と落札者決定
入札閉切後、すぐに開札します。最低売払価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。
④その他
・現地での説明を希望する人は申込期間中に事前にご連絡ください。ご案内します。
・入札手続などを詳しく記した「荒尾市有財産の売払いに伴う一般競争入札実施要領」を財政課に用意しています。市ホームページからもご覧いただけます。
・入札による落札者がなかった物件は7月14日(火)から最低売払価格で買受人を募集します。



あなたにもはじまる マイナンバー 第2回 マイナンバーって何に使うの?

10月から国民一人一人が持つマイナンバーは、税・社会保障・災害対策分野の中で、法律や条例に定められた特定の事務を行政機関が行う際に使います。そのため、来年1月から年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告など税の手続きで、マイナンバーが必要になります。
税や社会保障の手続きは事業主・証券会社・保険会社などが個人に代わって行わなければならないこともあります。このため、勤務先・証券会社・保険会社などにもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーを使う場面の例

- 毎年6月の児童手当 現況届で役所に提示
更生年金の裁定請求で年金事務所に提示
勤務先で源泉徴収票などに記載
証券会社や保険会社などで法定調書に記載

圖全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178
圖市民課市民係 ☎63-1302

労働(労災・雇用)保険の年度更新

労働保険は農林水産業の一部を除き、一人でも労働者(パートやアルバイトを含む)を雇用している場合、必ず加入しなければなりません。年度更新の手続きを怠ると、追徴金を徴収することがありますので、期限内に申告・納付してください。
●申告・納付期限 7月10日(金)
●申告・納付場所
熊本労働局労働保険徴収室、県内最寄りの労働基準監督署、金融機関、郵便局
●圖玉名労働基準監督署
☎73・4411

業務改善助成金の支給限度額が増額されました

事業場内の最も低い時間給の労働者の賃金を40円以上引上げ、労働能率の増進のための業務改善を実施した中小企業に、改善費用の3/4、最高百万円を支給します。また、10人以上の労働者の賃金を60円以上引上げた場合の支給上限額は最高150万円となります。
●圖熊本労働局貸金室
☎096・355・3202